令和８年（フ）第１７２２号
札幌市豊平区月寒東２条20丁目６番24―202号
債務者　照井　了代
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７１号
盛岡市津志田南三丁目８番28号　第２グリーンコーポいちいＣ－２号
債務者　稲垣　和希
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２５７号
盛岡市梨木町５番47―202号
債務者　澤田　孝一
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２８７号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第７地割536番地１　プロムナード101号
債務者　加藤いづみ
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２９２号
盛岡市門一丁目９番13号　ダイセンH102号
債務者　菊池久美子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１７１号
群馬県富岡市田篠1149番地
債務者　菅谷　仁菜
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第６７号
岐阜県中津川市手賀野498番地の1640
債務者　中山　舞香
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第１７９号
香川県高松市岡本町1556番地
債務者　河津　恵美
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２２１号
香川県さぬき市造田是弘836番地４
債務者　川西　香里
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５８号
高知市鳥越50番地３　鳥越ハイツ105、旧住所香川県高松市紙町450番地２
債務者　久保　香織（旧姓野田）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７２号
高知市仁井田2164番地８　仁井田アパート３号、申立時の住所高知市神田2271番地90　メゾン東邦Ⅶ・１階２号
債務者　大井　晴菜（旧姓濵田）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７８号
釧路市芦野１丁目11番12号、前住所北海道虻田郡倶知安町北２条東３丁目２番地29　グランドゥール　202号室
債務者　古川　夏未
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７９号
釧路市柳町２番231号　パミールハイツ２　３階　231号室
債務者　五日市文子（旧姓亀井）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９４号
盛岡市西見前12地割７番地３　愛ケアセンター盛岡、前住所盛岡市馬場町２番16号　紅梅荘ほ号
債務者　小山田ゆみ子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第６４号
福島県会津若松市石堂町５番32号　ベルメゾンサカイⅡ107、前住所福島県会津若松市石堂町12番36号
債務者　池田　悠平
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第８４号
福島県耶麻郡猪苗代町大字若宮字名家甲1064番地、住民票上の住所福島県耶麻郡猪苗代町大字若宮字吾妻山甲2998番地616
債務者　遠藤　秀行
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第８５号
福島県大沼郡会津美里町字高田道上2975番地５
債務者　小島原重憲
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係